

一般社団法人秋田県薬剤師会秋田中央支部運営規約

(目的)

第1条 一般社団法人秋田県薬剤師会秋田中央支部（以下、「秋田中央支部」という。）の運営を円滑に行うために、一般社団法人秋田県薬剤師会支部運営規約（以下、「運営規約」という。）を定める。

(支部総会)

第2条 秋田中央支部総会（以下、「支部総会」という。）は、秋田中央支部の正会員をもって構成する。

- 2 支部総会は、定時総会を事業年度が終わる前の3ヶ月の間に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。
- 3 支部総会は、出席した正会員総数及び出席委任状総数の過半数をもって成立する。
- 4 支部総会における議決権は、正会員1名につき1個とし、総会の議決は出席した正会員、委任状及び書面表決による過半数をもって行う。また、同数の場合は議長が決する。
- 5 支部総会は、支部長が招集する。
- 6 支部総会の議長は、支部長とする。ただし、支部長が総会に出席できない場合は、出席会員の中から議長を選任する。
- 7 議長は、議事録署人2名を出席会員から指名し、作成した議事録に議長と議事録署人が署名して押印し、県薬会報をもって2ヶ月以内に会員に報告する。

(支部総会審議事項)

第3条 秋田中央支部の事業財産（以下、「残余財産」という。）の処分状況の報告。

- 2 秋田中央支部運営規約。（県薬定款細則第2章（支部の運営）第10条第1項及び第2項による。）
- 3 秋田中央支部事業計画及び事業予算。
- 4 法令及び一般社団法人秋田県薬剤師会定款改正等の変更によって支部総会で審議すべき事項。
- 5 その他、幹事会において支部総会において審議すべき事項と議決された事項。

(役員、顧問及び相談役の選任)

第4条 秋田中央支部に支部長1名、副支部長2名以内、幹事長1名及び幹事5名以上20名以内を置く（以下、これらの役職を「役員」という。また、支部長、副支部長、幹事長の役職を三役という。）

- 2 支部長は、支部総会前に開催する幹事会において次期支部長を合議によって選出し、

支部総会において報告する。

- 3 合議によって選出できない時は、出席した幹事の挙手による、過半数をもって行う。同数の場合は議長が決する。
- 4 次期支部長が決定したときは、一般社団法人秋田県薬剤師会（以下、「県薬」という。）会長の承認を得る。（県薬定款第8章第45条第4項による。）
- 5 支部長は、副支部長、幹事長及び幹事をその支部に所属する正会員の中から指名する。（県薬定款第8章第45条第5項による。）
- 6 支部長は、ブロックごとに正会員の中から1名以上の幹事を指名しなければならない。
- 7 各ブロックには、当該ブロックの正会員の合議によって、ブロック長を置く。
- 8 支部長が指名し、幹事会の承認を得て、若干名の議決権を持たない顧問及び相談役を選任することができる。
- 9 支部長を除く、役員、顧問及び相談役を選任したときは、県薬会報をもって会員に報告すると共に県薬会長に報告する。（役員については県薬定款細則第9条による。）

（役員任期）

- 第5条 役員、顧問及び相談役の任期は選任された年の4月1日から翌々年の3月31日とする。
- 2 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（幹事会）

- 第6条 秋田中央支部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、支部長、副支部長、幹事長、幹事で構成する。
 - 3 幹事会の議長は、支部長とする。ただし、支部長が幹事会に出席できない場合は、出席幹事の中から議長を選任する。
 - 4 議決は、出席した幹事の挙手による過半数をもって行う。また、同数の場合は議長が決する。
 - 5 役員の発議により、幹事会の議決を得て、幹事会に正会員を招聘して意見を求めることが出来る。

（幹事会審議事項）

第7条 残余財産に関する事項

- 2 運営規約の改正に関する事項。
- 3 他団体等への役員・審議会委員・委員等への就任事項。
- 4 県薬理事会、県薬常務理事会、県薬支部長会等に関する報告事項。
- 5 秋田中央支部部会、委員会の審議状況に関する事項。

- 6 秋田中央支部の運営に必要とする事項。
- 7 この他の事項については県薬定款細則（支部運営）第10条を準用する。
- 8 議長は、出席した幹事の中から議事録署名人1名を指名して、議事録を作成し、議長と議事録署名人は署名して押印し、県薬会報をもって会員に報告する。

（会議費用）

第8条 出席者に対し秋田県薬剤師会理事会（以下、「県薬理事会」という。）で議決した「会議費・実費」を支払う。

- 2 支部長は、幹事会等の会合において、食事が必要と判断した場合は、県薬理事会で議決した金額の範囲内で食事を用意する。

（支部部会・支部委員会）

第9条 秋田中央支部の円滑な運営を行うため、県薬理事会で定めた部会及び委員会に対応した支部部会及び支部委員会を設置する。（県薬定款第8章第45条第6項による。）

- 2 支部長は、秋田中央支部の運営に必要な委員会を幹事会の承認を得て設置する。
- 3 支部部会、支部委員会、秋田中央支部の運営に必要な委員会の員数は、支部長、担当副支部長、幹事長及び担当幹事を除き5名以内とする。（県薬定款細則（支部の運営）第10条第5項による。）
- 4 支部選挙管理委員会を設置し、3名をもって構成する。（県薬定款第8章第45条第8項並びに県薬代議員選挙規程第2章第3項の規程による。）
- 5 事業等を実行するにあたり、一時的に会員の動員を必要とするときには、県薬と協議して員数等を決定する。
- 6 支部部会、支部委員会が開催された時には、委員長等が議事録を作成し、幹事会に報告する。
- 7 支部部会、支部委員会及び支部選挙管理委員会を開催した時には、会議費実費・食費について、秋田中央支部運営規約（会議費用）第8条第1項及び第2項を準用する。

（県薬への報告事項）

第10条 支部長は幹事会において次の議決並びに報告があった場合は県薬会長に報告しなければならない。

- 2 他団体からの依頼を受け、委員等を推薦し、選任された会員名。
- 3 他団体において会議が開催された時にはその報告書又は議事録。
- 4 幹事会の議事録。
- 5 その他、県薬の事業に関連する報告書。

(事業年度)

第11条 秋田中央支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(各種会議の開催時間)

第12条 秋田中央支部の各種会議の開催時間は、17時以降21時までの間とする。

ただし、イベントのための準備会議及びイベントについてはこれに拘束されない。

(ブロック名称、区域及び正会員の所属ブロック)

第13条 秋田中央支部は、会務を円滑に遂行するため、次の12ブロックで組織し、その名称及び区域は次のとおりとする。ただし、地図によって区分しているため、重複等する地区がある。

- (1) 保戸野ブロック：秋田市外旭川・秋田市泉・秋田市保戸野・秋田市大町・秋田市寺内（三千刈）
 - (2) 新屋大町旭南川尻ブロック：秋田市大町・秋田市旭南・秋田市川元・秋田市新屋・秋田市浜田
 - (3) 旭北八橋ブロック：秋田市旭北・秋田市川尻・秋田市山王・秋田市八橋・秋田市寺内（堂ノ沢）
 - (4) 土崎Aブロック：秋田市下新城・秋田市外旭川・秋田市将軍野（東、南、青山）・秋田市土崎港・（北、東、相染町）・秋田市飯島
 - (5) 土崎Bブロック：秋田市将軍野（南）・秋田市土崎港（南、中央）
 - (6) 城南Aブロック：秋田市雄和・秋田市上北手・秋田市御所野・秋田市仁井田（本町）・秋田市御野場・秋田市河辺
 - (7) 城南Bブロック：秋田市卸町・秋田市牛島・秋田市仁井田（新田、中谷地、二ツ屋）・秋田市茨島・秋田市御野場新町・秋田市大住
 - (8) 手形広面ブロック：秋田市東通・秋田市広面・秋田市桜・秋田市横森・秋田市新藤田・秋田市手形（住吉町、からみでん）
 - (9) 駅前檜山ブロック：秋田市中通2、6、7丁目・秋田市南通・秋田市檜山・秋田市千秋久保田町3
 - (10) 広小路ブロック：秋田市中通1～6丁目・秋田市手形（十七流）・秋田市千秋明德町・秋田市千秋久保田町6
 - (11) 男鹿ブロック：男鹿市
 - (12) 南秋ブロック：潟上市・南秋田郡
- 2 正会員の所属ブロックは原則として勤務（パート及び非常勤等を含む）する医療提供施設等の所在地とする。
- 3 勤務地が秋田中央支部にないか、又は勤務していない正会員にあっては、ブロック区域に該当する住所地のブロックに所属する。

(附則)

- 1 平成26年1月22日施行。
- 2 平成29年1月25日改定。
- 3 平成30年1月22日改正施行。

附帯決議：

1. 秋田中央支部総会の正会員出席者数が少なく、会員の総意に基づく総会とは言いがたい状況となっている。会員が直接発言することが出来る総会とするよう役員は努力すること。
2. 一般社団法人秋田県薬剤師会定款違反となるため、幹事を選出するにあたり、ブロックの自主的選出が出来ない。改正秋田支部運営規約第4条第5項「副支部長、幹事長及び幹事は、支部長がその支部に所属する正会員の中から指名する。(県薬定款第8章第45条第5項による)」の運用については、支部長が、ブロックの自主性を十分に勘案した上で、指名するよう要望する。
3. 第4条7項の「各ブロックには、当該ブロックの正会員の合議によって、ブロック長を置く。」については、ブロックの自主性を尊重すること。
4. 改正秋田中央支部運営規約第7条第6項「幹事会で、支部総会において審議すべき事項と議決された事項」及び(幹事会審議事項)第7条第6項「秋田中央支部の運営に必要とする事項」には、正会員として公序良俗・薬剤師倫理・社会的模範等を逸脱した行為があったことについて審議すべき事項が含まれる。
5. 社会環境の変化により秋田中央支部規約改正が必要になったときには、「運営規約改正に係わる課題と基本的な考え方」を十分に理解し、その思想と手順を検証した上で実施すること。